

(無断転載禁止)

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-017511 不服2022-017512	魯山人 東山 魯山人	33	Z (拒絶)	商標法4条1項7号
<審決要旨> 公益的な施策等に便乗し、その遂行を阻害し、利益の独占を図る意図をもってしたものでないとしても、本願商標「魯山人」が、特定の者の商標として登録された場合には、全国各地の「魯山人」を活用した 地域振興や観光振興等の遂行を阻害するおそれや公正な商取引を阻害するおそれがある。 (1) 「魯山人」は、著名な歴史上の人物である「北大路魯山人」の略称であり、同人の出生地やゆかりの地における関連施設は観光地として紹介され、また、同人の名称を利用したイベントの開催され、同人の制作した書、絵画、篆刻、陶磁器、漆器等は、複数の美術館等において所蔵されている。 (2) 日本全国に所在する多数の美術館や展示会場等において展示会や展覧会等が多数開催されており、「魯山人」の人名は、それぞれの地域における公益的事業の遂行と密接な関係を有しているものといえる。 (3) そうすると、本願商標が、特定の者に商標登録された場合、全国各地の「魯山人」を活用した地域振興や観光振興等の遂行を阻害するおそれや公正な商取引を阻害するおそれがあり、商標登録を認めることは、社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものというべきである。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-001186	smart	35	Z (拒絶)	商標法3条1項6号
第35類「衣料品・飲食品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売・・・」				
<審決要旨> I o TやA I 技術を積極的に活用することにより運営効率化を図る小売の経営手法（店舗形態）であるという、役務の特徴を説明するための語であると理解、認識するにすぎない。 (1) 小売業界においては、近年、I o TやA I 技術を積極的に活用することにより店舗の運営効率化を図る取組が行われている実情が見受けられ、「スマートストア」や「スマートリテール」などの語が使用されている。 (2) そうすると、「s m a r t」の文字からは、I o TやA I 技術を積極的に活用することにより運営効率化を図る小売の経営手法（店舗形態）であるという、役務の特徴を説明するための語であると理解、認識するにすぎず、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標というべきである。				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-019465	ファミリーヒストリー	41	Y (登録)	商標法4条1項15号

＜原査定＞

本願商標は日本放送協会（NHK）が役務「放送番組の制作」に使用し、本願商標の登録出願前より需要者の間に広く認識されている商標「ファミリーヒストリー」（以下「引用商標」という。）と同一又は類似の商標であって、かつ、前記役務と同一又は類似の役務について使用するものであるから、商標法第4条第1項第10号に該当する。

＜審決要旨＞

本願の指定役務は、当審補正役務に補正された結果、引用商標の使用に係る役務と同一又は類似する役務は全て削除されたため、引用商標の使用に係る役務と類似しない役務となった。したがって、本願商標が商標法第4条第1項第10号に該当するとして本願を拒絶した原査定の拒絶の理由は、解消した。その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

【補正後の指定役務】第41類「教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）、写真の撮影、映画の上映・制作又は配給、ビデオテープの編集、セミナーの企画・運営又は開催、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、音響用又は映像用のスタジオの提供」

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-021109	消臭元 ミドル脂臭	3、5	Z (類似)	商標法4条1項11号
【引用商標】	ミドル脂臭			
＜審決要旨＞ 本願商標の外観構成に加えて、取引の実情を踏まえると、本願商標の構成中、上段部分の「消臭元」については、請求人の周知商標である「消臭元」のブランド名として表記されたものであると認識した上で、下段部分の「ミドル脂臭」について、当該個別の商品を表すペットマークとして表記されたものと認識するとみるのが自然である。				
両文字部分を要部として抽出し、他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきであり、よって、両商標は、「ミドルシシュウ」の称呼を共通にする類似商標である。				